

佐賀県自動車整備業生産性向上支援事業費補助金 Q&A

佐賀県中小企業団体中央会

	No.	Q	A
事業場内最低賃金	1	事業場内最低賃金とは何か。	事業場内最低賃金とは、当該事業場における雇い入れ後3か月を経過した常時使用する従業員の当該事業場で最も低い時間当たりの賃金額をいいます。 ※最低賃金法第7条に規定する最低賃金の減額の特例許可制度において許可を受けている最低賃金は、本補助金における「最低賃金」の従業員には該当しません。
	2	最低賃金の算定に含まれる賃金はどのようなものか。	主な賃金の算定対象・対象外は以下のとおりです。 【最低賃金の対象となる賃金（例）】 ・基本給 ・職務手当 ・住宅手当 【最低賃金の対象とならない賃金（例）】 ・賞与 ・時間外勤務手当 ・休日出勤手当 ・深夜勤務手当 ・通勤手当 ・家族手当 ・皆勤手当 ・その他臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ※対象・対象外の判断に迷われる場合は、必ず労働局等の所管機関にお尋ねください。
	3	事業場内の最低賃金を算定した結果、現在最低賃金を下回っていることが判明した。この場合でも、事業場内最低賃金を5%以上引上げ、かつ最低賃金を上回れば補助対象者となるか。	賃金引き上げ前、賃金引き上げ後にかかわらず、いずれの時点において最低賃金を下回っている事業者は補助対象とはなりません。
	4	基本給等、固定した賃金以外にも歩合給を支払っている。この場合、事業場内最低賃金の算定はどのように行うのか。	歩合給の場合は以下のとおり算定します。 【引き上げ前】賃金引き上げ前の直近3か月間の歩合給合計額を、その間の総労働時間で除す。 【引き上げ後】賃金を引き上げた月の歩合給額をその月の総労働時間で除す。 歩合給の場合には、引き上げ前直近3か月間の賃金台帳を提出してください。また、歩合給と基本給の併給の場合には、上記により算定した額に固定給の時間当たりの額を加えてください。
事業中止等	5	交付決定後に補助事業を途中でやめることはできるのか。また、それまでに支出した経費は補助対象として認められるのか。	途中でやめることは可能です。ただし、事前に「補助事業の中止（廃止）承認申請書」提出し、承認を得る必要があります。なお、それまでに支出した経費については、補助対象として認められません。
交付申請	6	補助金の交付決定は先着順になるのか。早く申請したほうが良いのか。予算がなくなったらそこで受付を締め切るのか。	申請期間（6/12まで）まで受け付けた後、内容を審査の上、採択、不採択を決定し、採択された申請者に対し交付決定を行いますので、申請期間中に提出してください。予算上限に達した場合には、2次募集は行いません。
	7	常時使用する従業員がいる場合でも、売上減少要件で申請することは可能か。	要件に該当すれば、どちらの要件でも申請可能です。該当する方の「補助対象要件確認書」を添付してください。
	8	申請時点で相見積書の添付が必要か。	申請時点では、相見積書の添付までは必要ありません。補助事業に要する経費の内容と金額が確認できるもの（見積書、カタログ、通販サイトの画面コピー等）の添付で申請できます。ただし、補助事業の着手に（物品の発注等）あたっては、原則として正式に見積書、相見積書を徴取してください。
	9	認証を受けた時点から代表者が替わっており、認証書と申請者が異なるが、申請できるか。なお、陸運支局には変更届は提出済みである。	補助対象者の要件の一つが自動車整備業の認証を受けた者となっており、申請者と認証を受けた者が同一でない場合は申請できません。同一とわかる書類（陸運支局の証明書等）の添付をお願いします。
	10	徴取した見積書の有効期限が1か月となっているが、この見積書を添付して申請していいか。	申請は可能ですが、事業実施の時点ですでに有効期限が切れていれば、再度見積書を徴取してください。
	11	イノベーションセンターが行っている生産性向上支援補助金と本補助金の両方に申請できるか。	それぞれ異なる内容であれば、双方に申請することは可能です。同一の事業内容を2か所に申請することはできません。

	No.	Q	A
補助対象経費	12	交付決定後、事業に着手するタイミングで再度見積もりを行った結果、資材高騰の影響により経費が増額となったが、補助金の増額も認められるのか。	補助金の増額は認められませんので、補助対象経費が増額となった場合は、増額部分は自己負担していただくこととなります。一方で、補助対象経費が減額となった場合には、補助金額を再計算し、変更承認申請書を提出いただくこととなります。
	13	補助金交付決定前に支出した経費は補助対象になるのか。	交付決定前に支出した経費であっても、令和8年4月30日以降の支出であり、交付決定前に支出する必要があった場合には、事業概要、経緯及び理由等を記載した「交付決定日前の発注等理由書」を交付申請書に添付して提出してください。その理由書を審査した結果、妥当と認められれば補助対象となります。
	14	購入を検討している設備の設置場所が決まっていなくても、申請時に設置前の写真の提出は必要か。	申請時点で決まっていなければ、申請時に提出の必要はありませんが、実績報告の際には設置前後の写真を提出してください。
	15	見積書は原本の提出が必要か。	原本は申請者で保管していただき、写しの提出をお願いします。
	16	見積書作成システムなどのクラウド版は対象となるのか。	導入時の費用（買取等）については対象となりますが、年払や月払のようなシステム利用料は対象外です。
	17	消費税は対象となるのか。	消費税及び地方消費税については対象となりません。補助対象経費から消費税を除いた金額で交付申請及び実績報告を行ってください。
	18	機器購入時の運搬料は対象となるのか。	購入に必要な経費として対象となります。運搬料については設置費として計上してください。
	19	既存機器を撤去して、新たに機器を設置する予定であるが、既存機器の撤去や処分費用は対象となるのか。	機器の設置に必要な費用のみが対象となります。（既存機器の撤去、処分にかかる経費は対象となりません。）
	20	申請時点では補助下限額以上の交付申請額だったが、実際に購入する時点で値引きされたことで補助下限額を下回った場合はどうなるのか。	最終的に補助下限額を下回った場合は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
	支払い	21	補助金の先払い（概算払い）は可能か。
22		補助金はいつ頃支払われるのか。	実績報告書を受領した後、適正に事業が完了していることを確認して、中央会から額の確定通知を発行します。その後補助金交付請求書を提出いただき、補助金の支払いを行うこととなります。実績報告書の内容等により事務処理に要する時間が異なりますので、一概には言えませんが、以上の事務が滞りなく進んだ場合には、実績報告書の提出後1か月～1か月半程度での支払いとなります。
23		経費の支払いはクレジットカードでも可能か。	可能です。クレジットカードの利用明細書等の支払いを証明する書類を提出してください。ただし、クレジットカード名義が法人名義もしくは代表者名義のものに限ります。また、クレジットカード決済の場合には、当該代金が預金口座から引き落とされた日が支払日となりますので、事業期間内に引き落としまで完了する必要があります（カード決済時点で受注業者から領収書が発行されていれば、当該領収書の日付を支払日と見做します）。
24		経費の支払いはpay払いでも可能か。	pay払い等の電子マネーでの支払いは認められません。
25		支払いの証拠書類はレシートでもよいか。	レシートは認められません。購入店にて領収書を発行してもらってください。
26		経費の支払いは小切手や手形でも可能か。	小切手や手形での支払いは認められません。
27		補助事業の完了した日とは、どの時点を指すのか。	事業が完了し、それにかかる経費の支払いが完了した日となります。 ※補助対象要件が賃金UPの補助事業者については、賃金引き上げに伴う支給日が後になった場合はその日が事業完了日となります。
28		支払いの際の振込手数料を負担することになっているが、手数料を負担しなかった場合はどうなるのか。	振込手数料分の値引きがあったとみなし、その分を減額して補助金の支払いを行うこととなります。その結果、補助金が補助下限額を下回るようなことがあれば補助金の対象外となりますのでご注意ください。

	No.	Q	A
その他	29	佐賀県内事業者からの調達（ローカル発注）を考えてはいるが、県内にはこの業者のほかに取扱業者がないため、相見積書は県外事業者のものでよいか。また、見積合わせの結果、県外事業者の見積額が安価だった場合、県外事業者に発注してよいか。	見積合わせは2社（中古品は3社）で行う必要があるため、県外事業所から見積書を取得してください。また、見積合わせの結果、県外事業者の見積額が県内事業者の見積額よりも安価で県外事業者に発注することについては差し支えありません。